

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【会社名】	株式会社プラザクリエイト
【英訳名】	PLAZA CREATE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 康広
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番10号
【電話番号】	03 (3532) 8800 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大橋 正信
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番10号
【電話番号】	03 (3532) 8800 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大橋 正信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年6月27日開催の当社第27回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 当社普通株式1株につき金25円（普通配当20円に設立25年記念配当5円を加えた合計）

総額115,297,975円

(2) 効力発生日

平成26年6月30日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

平成26年10月1日をもって当社を分割会社として当社が営むフォトショップ（フランチャイズを含む）の本部機能とモバイル事業の一次代理店機能に関する権利義務を、株式会社プラザクリエイトストアーズに承継させる吸収分割を行うために、平成26年5月21日付けで締結した吸収分割契約を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案の平成26年10月1日をもって吸収分割を行なう経営組織変更に伴い、第2条（目的）の変更を行うとともに、平成26年10月1日に効力が発生する旨の附則を設ける。

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、大島康広、村瀬伸行、大橋正信及び池田孝行を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、草野弥平を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	33,973	4	-	(注)1	可決(99.99%)
第2号議案 吸収分割契約承認の件	33,956	21	-	(注)2	可決(99.94%)
第3号議案 定款一部変更の件	33,970	7	-	(注)2	可決(99.98%)
第4号議案 取締役4名選任の件					
大島康広	33,688	289	-	(注)3	可決(99.15%)
村瀬伸行	33,973	4	-	(注)3	可決(99.99%)
大橋正信	33,970	7	-	(注)3	可決(99.98%)
池田孝行	33,973	4	-	(注)3	可決(99.99%)
第5号議案 監査役1名選任の件					
草野弥平	33,972	5	-	(注)3	可決(99.99%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上